

[平成 16 年 7 月 9 日市長決裁]
[平成 17 年 6 月 6 日一部改定]
[平成 22 年 4 月 1 日一部改定]
[平成 23 年 4 月 1 日一部改定]
[平成 26 年 2 月 25 日一部改定]

八王子市指定管理者制度導入に向けた基本方針

行財政改革部行革推進課

1. 指定管理者制度の導入

指定管理者制度の導入については、施設毎に次のとおり 3 つに分類する。

- (1) 既に管理委託を実施している施設は、原則として指定管理者制度を導入する。
- (2) 新規に開設する施設は、施設の設置目的等を考慮のうえ、原則として指定管理者制度を導入する。
- (3) 直営で管理している施設は、サービスの内容、人員配置及び財政状況を勘案しつつ、施設管理のあり方について積極的に検討を行い、指定管理者制度の導入を図る。

2. 指定管理者の対象

指定管理者は、制度の趣旨に則り民間事業者等の法人その他の団体を対象とする。

3. 指定管理者の選定

(1) 指定管理者の募集

施設の設置目的を最も効果的、効率的かつ安定的に達成できる団体を選定するため、原則として公募する。

なお、指定管理者の募集に当たっては、施設の設置目的、性格等によって、応募資格等に条件を付して公募を行うこと又は公募を行わずに団体を選定することができる。

(2) 評価会議の開催

公募により指定管理者を選定する場合は、当該施設担当所管が指定管理者候補者選定のための評価会議(以下「評価会議」という。)を開催し、意見を聴取したうえで選定基準に基づき指定管理者の候補を決定する。

評価会議の開催に当たっては、施設の性格等に応じて、外部参加者(学識経験者等)を構成員とすることができる。

4. 指定管理者が行う業務

(1) 施設の運営に関する業務

- ① 施設利用者に対する利用の許可、許可の取消し等に関する業務
- ② 利用料金の徴収、減免等の業務

(2) 施設及び設備の維持管理に関する業務

- ① 施設の設備に関する保守点検に関すること(清掃、消防設備の点検、警備等)

- ② 駐車場の管理等

(3) その他

- ① 施設運営に関する費用(公共料金等)の負担
- ② 個人情報保護体制の構築等
- ③ 従業員の労務管理等に関する事(雇用、配置、勤務形態、研修等)
- ④ 自主事業を行う場合の事業の企画、広報等

5. 使用料の取扱い

原則として利用料金制度を導入する。

6. 指定期間

施設の性格等に応じ、別途定める基準に従い原則として1年から5年の範囲で指定期間を設定する。

なお、公の施設の性格、事業内容等により、設置目的を効果的かつ効率的に達成することができる場合は、基準を定めその根拠を明らかにしたうえで、5年を超える期間設定ができる。

7. 条例の整備

各施設の設置条例ごとに条例整備を行う。条例には、地方自治法第244条の2において規定されている指定の手續、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲等、各施設に必要な事項を定める。

8. 導入時期

(1) 既に管理委託を実施している施設に指定管理者制度を導入する場合

- ① 指定管理者に係る条例整備は、平成17年第3回市議会定例会までに行い、平成18年第1回市議会定例会までに指定の議決を経た上、遅くとも、平成18年4月から指定管理者制度を導入する。
- ② 指定管理者の指定の議案は、指定管理者の募集及び選定に要する期間を考慮し、適時適切に市議会定例会へ付議する。

(2) 新規に開設する施設及び直営で管理している施設に指定管理者制度を導入する場合

指定管理者制度導入の効果等を検証の上、随時、施設設置条例等の整備を行い、本方針に基づき導入を進める。

9. 検討組織の設置

指定管理者制度導入に伴う外郭団体への影響及び制度移行に伴う行政課題を探り、制度の円滑な推進を図るため、学識経験者等で構成する検討組織を設置する。

10. 手續等

指定管理者の募集、選定、協定、事業報告等に関しては別途要領等を定め、標準的な手續等に基づき実施する。

指定期間に関する基準

期 間	期間設定の考え方
P F I 事業 契約における維持管理 運営期間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）に基づく事業（以下、「P F I 事業」という。）により整備し、P F I 事業者が維持管理運営を行う施設
10 年 以内	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特命で選定するコミュニティ関連施設等（「基本方針その 2」3-（4）-イに掲げるコミュニティ関連施設等）
5 年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業の管理・運営にあたり初期設備投資がかかり、かつ、減価償却と同程度の期間にしないと指定管理者の安定した運営が困難な施設 ・ 事業の管理・運営にあたり、専門的知識を必要とする業務の習熟及び事業の継続性のため特に長い期間（3 年を超える期間）を要する施設
3 年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業の管理・運営に専門的知識を有する人材の確保のほか、初期投資、施設の運営効率及び事業の継続性に配慮する必要がある施設
2 年	<ul style="list-style-type: none"> ・ コスト削減と安定した事業運営が図られる施設であって、他の区分に該当しない施設
1 年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 単年度でも運営に支障がない施設